

令和5年（行ウ）第171号 帰化不許可処分取消請求事件

令和5年（行ウ）第478号 帰化不許可処分無効確認請求事件

令和5年（行ウ）第480号 国家賠償請求事件

原告

被告 国

## 原告準備書面（8）

2025年（令和7年）12月9日

東京地方裁判所民事第51部2B係 御中

原告訴訟代理人	弁護士	鈴木 雅
同	弁護士	関 聡
同	弁護士	小田川 綾
同	弁護士	高見 智恵
原告訴訟復代理人	弁護士	俵 公二

### 第1 はじめに

本件については、原告本人尋問が来たる1月27日に施行される予定となり、これに先立って、原告本人の陳述書（甲73）及び関連書証を11月の前回期日に先立って提出済みである。

本書面においては、

- 上記陳述書の記載内容に沿った主張を行うとともに、
- 上記陳述書作成後に発生した事情や補足説明について主張することとする。

第2 本件各不許可処分とこれによる日本国籍・日本旅券取得遅れに伴う損害  
(総論＝甲73陳述書7項)

損害にかかる事情については、甲73陳述書の7項によって説明されているので、これに沿って主張を整理する。

1 損害の全体像

本件各帰化不許可処分によって、本来得られるべきはずであった時点で日本国籍を得られなかったことに伴い、原告には主として以下の損害が発生したことが認められる。

- ① 二度の帰化不許可を受けたこと自体による精神的打撃
- ② 日本旅券を所持しないことに起因して生じた渡航制限等
- ③ 選挙権/被選挙権行使の機会の喪失
- ④ 公務就任の機会の喪失
- ⑤ 金融取引の制限

2 上記①(不許可自体による精神的打撃)について

難民認定を受けながらも、その後に二度にわたって帰化申請を不許可とされたこと自体が、原告に非常に強い精神的打撃を被らせている。

まず、一回目(令和2(2020)年1月)の帰化不許可処分時には、原告の来日(平成25(2013)年)からは6年以上が経過しており、原告より後に[REDACTED]庇護を求めた実弟は、[REDACTED]国籍を取得していた。それにもかかわらず帰化不許可とされたことについては、原告は納得しがたい気持ちを抱いた。ただし、原告は、難民認定に伴う「定住者」資格付与から起算して経過期間が不足していることが原因であろうと自らに言い聞かせて耐えていた。

次に二回目(令和4(2022)年10月)の帰化不許可処分時には、原告は、今回こそは間違いなく日本国籍を得られると確信して待っていた状態にあった。それにもかかわらず再び不許可とされ、言葉に言い表せないほどの強いショックを受けた。

すなわち、これら二度にわたる精神的打撃は原告に大きな損害をもたらしたものと評価されるべきである。

### 3 上記②（日本旅券取得遅れによる渡航制限等）について

原告は、平成29（2017）年9月の[REDACTED]旅券を所持しない状態となり、就職等にあたっては身分証明書類不足や海外渡航不能という面で不利益を被ってきた。

原告は、[REDACTED]で長年にわたり国際人権と国際開発を専門に研究しており（甲74・75＝修士・博士学位）、現地調査や国際会議等への出席のために、日本を一時的に離れて各国に行く要件が多かった。

ところが、原告は日本で在留資格を得ているとはいえ[REDACTED]国籍のままであり、しかも原告が所持するのは日本の法務省が発行した難民旅行証明書と再入国許可書だけであって、帰化が許可されないが故に日本旅券を得られない状態が現在まで続いている。

その結果、海外渡航に関しては著しい支障が生じ続けており、ひいては原告の研究活動にも大きな制約が発生している。

すなわち、これら渡航制限等の発生・継続とそれによる研究活動や社会活動の停滞もまた、原告に大きな損害をもたらしたものと評価されるべきである。

この点は、「第3」において詳述する。

### 4 上記③④（選挙権/被選挙権・公務就任権行使や、国際機関就職の機会逸失）について

(1) 原告は元々政治的意見を表明したことが理由で難民となったことに象徴されているとおり政治的意識が高く、さらに上述のように自己研鑽とキャリアアップへの意欲を欠かさない生活を送ってきたことにより、長年住んでいる日本の政治にも強い関心を持つに至っている。

そこで、原告にとっては、日本社会において選挙権/被選挙権や国家/地

方公務員への就任権も、十分にその行使が検討に値するものであったと認められ、かつ帰化が早期に許可されていれば制約なく行使できたと想定される  
ところ、本件両不許可処分によって、その行使の道もほぼ全面的に閉ざされ  
たままとなっている。

現に、原告は、自己の政治的意見を日本の政治に直接反映させる手段を持  
たず、公務員になることもできない状況下で、既に帰化した友人から「選挙  
に行った」といった話を聞く度に、「日本社会の構成員としてのフルメンバ  
ーシップを与えられていない存在だ」ということを再認識させられる日々を  
送っている。

(2) また、原告はキャリア面では、国際機関で働くことを夢見て（甲 6 6 = 模  
擬国連 = 参照）、世界食糧機構（FAO）や国連難民高等弁務官事務所

（UNHCR）、世界保健機構（WHO）などに採用打診をしてきた。しかしな  
がら、国際機関への就職にあたっては日本国籍と日本旅券を持っている状態  
と比して、XXXXXXXXXX 難民旅行証明書を持っている状態は、大幅に不  
利である。

現に、たとえば原告がWHOに応募しようとした際も、旅券番号に代えて  
難民旅行証明書（甲 7 6 は直近のもの）の番号を書いてもオンラインフォー  
ム上先に進めなくなり、個別問い合わせにも応じてもらえなかったために、  
結局応募を断念せざるを得なかった。

以上のように、帰化許可遅れのために日本旅券を所持しないことが大きな  
障害となって、原告の国際機関で働きたいという希望も妨げられたまま、現  
在に至っている。

(3) すなわち、これら渡航制限等の発生・継続とそれによる研究活動や社会活  
動の停滞もまた、原告に大きな損害をもたらしたものと評価されるべきであ  
る。

## 5 上記⑤（金融取引制限）について

上述のとおり公務就任の道を閉ざされている原告は、やむを得ず、さしあたりの日本での就労活動の受け皿として、外国籍者の支援を行う[redacted]会社を知人とともに設立し自らその代表者となった。

ところが、設立に伴って同社の銀行取引口座を開設しようとしたところ、代表者の旅券と在留カードの提示を求められ、難民旅行証明書と在留カードとを提示するも、いわゆるメガバンクには全て普通預金口座開設を断られるという結果となった。

金融取引、とりわけ普通預金口座の開設と維持は、現代における社会活動の基本中の基本であって、これすらも円滑になされないようであれば、とりわけ経済活動においては致命的な障害とならざるを得ない。

よって、これら口座開設制限等の発生・継続とそれによる社会・経済活動の停滞もまた、原告に大きな損害をもたらしたものと評価されるべきである。

### 第3 本件各不許可処分による日本国籍・日本旅券取得遅れに伴う渡航制限等 (各論＝甲73陳述書別紙)

前記不利益のうち②については、具体的な事情を以下のとおり補足説明する。

#### 1 前提：所持していた旅券等

- (1) 既に述べているとおり、原告は現在に至るまで[redacted]平成25(2013)年の来日時には、自己名義の[redacted] (甲62。機械読取旅券であるが、IC旅券ではない様式)を所持していた。
- (2) しかし、同旅券は、平成29(2017)年9月16日をもって有効期限満了に伴い失効した。
- (3) その後、難民認定に伴う在留特別許可により原告は「定住者」の在留資格を付与されたが、その際の平成30(2018)年11月27日付けで、再入国許可書(現行入管法26条2項以下、入管法施行規則29条、同規則別記40号様式。機械読取方式でもIC対応方式でもない手書き様式であった。)

の交付を受けた。

(4) また、原告は、難民認定後に、難民旅行証明書（現行入管法61条の2の12、入管法施行規則59条、同規則別記81号様式。当時は機械読取旅券でもIC旅券でもなく、所持者情報が手書きの様式のもの。）の交付を受けたものの、難民旅行証明書の有効期間はわずか当時1年間とされており、通常有効期間の残存期間が少なくとも3カ月、多くの場合は6カ月程度が渡航に必要とされるため、結局は使用のたびに費用を払って新しい難民旅行証明書へと更新しなければならない状態が続いていた。すなわち、そのこと自体が原告にとって労力的にも経済的にも大きな負担であった。

(5) その後、難民旅行証明書の様式が変更され、機会読取旅券となったものの\*1、IC旅券\*2化はなされないままである（甲64の1・2は、それぞれ令和5（2023）年と令和6（2024）年に原告が交付されたもの）。

(6) その後令和7（2025）年からは難民旅行証明書の有効期間が5年間に延長されたものの、IC旅券化は見送られ続けている（甲64の3）。

他方、再入国許可書の方は、機械旅券化すら行われていない有様であり（甲63の2）、所持者の渡航の便宜は犠牲にされたまま時代遅れの旅行文書の様式が維持されて続けている。

## 2 原告が日本旅券を得られたはずの時期

(1) 今回裁判で問題としている2回の帰化不許可処分の結果、原告は、現在まで日本旅券を得ることができない状態が続いており、上述の時代遅れの様式

---

\*1 令和4年法務省令第33号による入管法施行規則改正により、機械読取式旅券（MRP=Machine Readable Passport。ICAO（国際民間航空機関）Doc 9303 参照。）へ移行することとなり、ようやく、令和5（2023）年1月からは新様式（MRZ=Machine Readable Zone=付き、日本旅券と同サイズ）の交付が開始された。

\*2 電子旅券（e-Passport=electronic Passport）=電子的機械読取式渡航文書（eMRTD=electronic Machine Readable Travel Document）。ICAO Doc 9303 参照。

で通用性の低い旅行文書で海外渡航をするしかない状態に置かれ続けている。

仮に帰化許可を受けたなら、原告は直ちに日本旅券を申請する意図であったものであり、その場合には直ちに日本旅券の交付が受けられたはずである。

難民認定を受けた当事者であって、かつ特段の旅券発給制約事由の見出されない本件原告の場合、実務の通常取扱に鑑みれば、1回目の帰化申請受理時（平成30（2018）年5月2日）から遅くとも1年後である令和元

（2019）年5月2日までには帰化許可されていて然るべきであったと考えられ、そこから直ちに旅券の申請をすれば、遅くとも同年7月1日段階では、日本旅券を取得できていて然るべきであったと認められる。

そうだとすれば、原告は、


令和元（2019）年7月以降現在までの間、

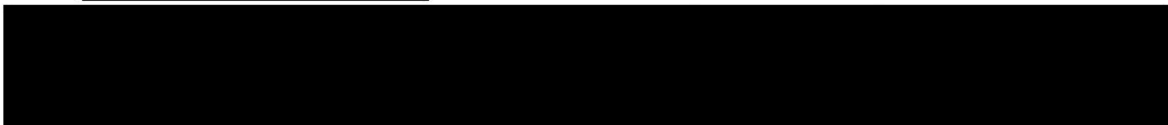
本来得られているはずの日本旅券を得られずに過ごしているということになる。

### 3 日本旅券を得られたはずなのに、得られなかった直近6年余における、原告の渡航等の状況について

以上のとおり、少なくとも本来日本旅券を得られていたはずの期間と考えられる令和元（2019）年7月以降の、原告の海外渡航等の状況は、概要以下のとおりである。

#### (1) 令和元（2019）年11月～12月：マレーシア調査（甲65の1・2/招待状/推薦状）

ア 原告は、論文テーマとして、

  
を選択していたため、原告の研究フィールドはマレーシアであった。

そのため、原告にとって、マレーシアに滞在するロヒンギャ民族にインタビューを行って基本データを収集することが論文執筆のためには不可欠であり、原告はマレーシア訪問調査を計画した。

イ 上記計画に従って原告がマレーシアの査証を日本にて申請したところ、査証は無事に得られた。ただし、この時点では既に原告の [REDACTED] は失効しており、使った旅券は難民旅行証明書（旧様式）であったため、マレーシアの査証は難民旅行証明書に直接貼付されることなく、別の紙として難民旅行証明書に挟み込みされた状態で交付された。

こうして原告は空路マレーシアに向かったところ、令和元（2019）年1月25日（＝甲63の1・再入国許可書に貼付されたマレーシアの査証上の証印参照）のマレーシア到着時に、難民旅行証明書の中に挟まれた査証が本物かどうかの確認に時間を要し、上陸手続で約2時間留め置かれてしまった【出来事①】。

ウ その後上陸許可されたマレーシアでは、1ヶ月間の滞在予定期間内にロヒンギャ難民のインタビューを多数実施して論文に必要なデータを収集する想定であった。

ところが、滞在20日目に、原告は警察官と思われる人から職務質問を受け、詳しいことはわからないままに、身分事項または在留資格に疑義があるというような理由でクアラルンプールの入管施設に10日間收容されることになってしまった【出来事②】。

エ クアラルンプールの入管施設收容中に、原告は、日本で難民認定を受けて定住者5年の資格を有していることを一生懸命説明し、現地の日本大使館（領事部）へ連絡させてほしいと繰り返し求めたところ、收容開始から5日目くらい（同年12月20日ころと思われる日）に、クアラルンプールの入管職員が、原告を車に乗せて在マレーシア日本大使館（領事部）へと連れて行った。

日本大使館で対応した日本人職員に対し、原告は日本語で、かいつまん

で事情を説明して「救援してほしい」旨を述べた。ところが、その職員の返答は、「残念ですが、日本国籍者ではないので、大使館としてサポートすることはできません」との一点張りであり、救援は全面的に断られてしまった【出来事③】。

オ クアラルンプールの入管施設での10日間の収容中は、1日あたり、たった1杯の茶とたった1枚のパンしか支給されない状態で原告は収容され続けた【出来事④】。

カ しかも、クアラルンプールの入管施設では、前述の日本政府発行の難民旅行証明書（甲64の1の前のもの。機会読取式でもない手書き方式のもの）や日本での定住者5年の在留資格を示す在留カードや日本の再入国許可書とそこに貼付された再入国許可は一顧だにされず、むしろ、現地入管職員からはひたすら [REDACTED] と強く要求される危機的な状態が続いていた。そして、上述の日本大使館の支援拒否以降は、 [REDACTED] の帰国同意を強く迫られたが、原告はそれを必死で拒否して凌いだ【出来事⑤】。

そのようなやり取りをしているうちに、もともとの日本への帰国フライトの日が到来した。

マレーシア入管当局がそのフライトへの搭乗に最終的に同意したため、同年12月24日（＝甲63の1・再入国許可書に貼付されたマレーシアの査証上の証印参照）、原告は10日間にわたる入管収容から解放され、日本へ同月25日に再入国することができた（甲63の1の8頁の証印）。

キ 以上のように、1ヶ月予定のマレーシア現地調査が20日目で事実上強制終了させられてしまったため、原告が論文執筆に必要なサンプル数の確保はできない結果となってしまいました。

日本に戻った原告は、その後オンラインでロヒンギャ難民のインタビューの残りを実施せざるを得なかったが、それは直接面談と比べると極めて

効率の悪い作業であった。そのため、必要なデータの収集が遅延し、原告の博士論文合格は結果として約1年半遅れることとなってしまった【出来事⑥】。

ク もし、原告の帰化が円滑に許可されて日本旅券を所持できていれば、マレーシアでの収容などの出来事（危険な本国への強制送還の恐怖を含む）とそれによる博士論文完成遅れは、決して発生しなかった不利益である。

(2) 令和2（2020）年7月17日～20日予定：「グローバル・ユース（模擬国連）」（甲66/受入れ状）

ケ 上記(1)のマレーシア入管収容の一件の後も、原告は、早稲田大学大学院での研究活動を継続していたが、その過程では、国際活動や国際活動への興味から「グローバル・ユース（模擬国連）」活動にも参加するようになった。

コ ところが、令和2（2020）年のグローバル・ユース世界大会の開催地も、たまたまマレーシアのクアラルンプールであった。

原告は模擬国連大使にも選出されたことから、同年7月17日からの現地参加に間に合うように、難民旅行証明書と再入国許可書と在留カードを提示して在日本マレーシア大使館領事部に再び査証の申請を行った。

ところが、査証発給は拒否され、かつその拒否理由も開示されなかった。そして、その結果、原告は上記大会への出席を断念せざるを得なかった【出来事⑦】。

サ これも、原告の帰化が円滑に許可されて日本旅券を所持できてさえいれば、決して発生しなかったであろう不利益であると認められる。

(3) 令和5（2023）年5月～：マレーシア調査（甲67/推薦状）

シ その後、原告は、前述の[REDACTED]での論文への取り組みを続けていたが、その完成のためには、やはりロヒンギャ難民（無国籍者）の現

地調査を再度実施する必要があることが、指導教官との間で確認された。

そのため、指導教官の推薦状（甲 6 7）を添付しつつ、難民旅行証明書と再入国許可書と在留カードとを提示して、原告は在日本マレーシア大使館領事部に査証申請を行った。

しかし、結果はまたもや査証不交付であり、不交付理由の開示も拒まれ、マレーシアの現地再訪はできなかった【出来事⑧】。

ス 仮に原告が日本旅券を所持する日本国籍者だったならば、そもそもマレーシアの短期滞在には査証すら不要であることからすれば、上記の渡航断念も本来は発生しなかったであろう不利益というべきである。

(4) 令和 6（2024）年 2 月 1 3 日：米国ワシントン DC における ICHDCCPR（人間の尊厳、市民的及び政治的権利の国際会議）（甲 6 8 / 参加許可状）

セ その後、原告は、ワシントン DC で開催される「International Conference on Human Dignity, Civil and Political Rights（人間の尊厳、市民的及び政治的権利の国際会議、ICHDCCPR）」の 2024 年年次大会において、「グローバルサウスからの声」と題する口頭発表を採択された。

そこで、現地での発表を行うべく、参加許可状も添付しつつ、難民旅行証明書と再入国許可書と在留カードとを提示して、原告は在日本米国領事館に査証申請を行った。

しかし、これも査証不交付となっけ、理由開示も拒まれたため、せつかく採択された研究発表の機会を奪われてしまった。しかも、米国の査証申請は 6～7 万円の手数料を要し、不交付でも返金はなかった。【出来事⑨】。

ソ これも、原告の帰化が円滑に許可されて日本旅券を所持できていれば、決して発生しなかった事態というべきである。

- (5) 令和7（2024）年5月8～9日：米国イースト・ウェストセンターとアジア研究協会のワークショップ（甲69の1・2・3/招へい状・参加案内・査証発給要請書）

タ さらに、原告は、米国の「イースト・ウェストセンター（East-West Center）」と「アジア研究協会（Association of Asian Studies（AAS）」の共催によるワークショップ（Research Innovation & Collaboration Exchange /RICE）へ招へいされ、責任者からの招へい状、参加案内に加え、さらに前記(4)の顛末をも踏まえて、在日本米国領事館あての査証発給要請書までもを整えて、これらを添付しつつ、難民旅行証明書と再入国許可書と在留カードとを提示して在日本米国領事館に査証申請を行った。

しかし、これも査証不交付となり、理由の開示も拒まれたため、せっかく採択された研究発表の機会を奪われてしまった（査証申請に6～7万円の手数料を要し、不交付でも返金はなかったことは前記同様）【出来事⑩】。

チ これも、原告が適時に帰化許可を受けて日本旅券を所持する日本国籍者（米国の短期滞在は査証不要）になっていたとすれば、決して発生しなかった事態というべきである。

- (6) 令和7（2025）年3月：ノルウェーの大学での調査業務（甲70の1～3）

ツ 令和7（2025）年になってからの出来事としては、同年春に、原告がノルウェーの大学のリサーチャー募集に応募して採用されたため、ノルウェーを訪問する計画を立てたということが挙げられる。

そのため、入国の要件とされた旅行保険への加入も済ませ（甲70の1・2）、必要書類を準備してこれも添付しつつ、難民旅行証明書と再入国許可書と在留カードとを提示してノルウェーの査証申請を行った。

しかし、これについても査証不交付となり（甲70の3）、ノルウェー訪問も断念せざるを得なかった【出来事⑩】。

テ これも、原告の帰化が円滑に許可されて日本旅券を所持できていれば、決して発生しなかった事態だというべきである。

(7) 令和7（2025）年5月：カナダの会議（甲71）

ト 原告は、同じ令和7（2025）年春には、カナダでの会議に参加すべく、必要書類を準備して、難民旅行証明書と再入国許可書と在留カードとを提示してカナダの査証申請を行った。

しかし、これも査証不給付となり（甲71）、カナダ訪問も断念せざるを得ませんでした【出来事⑪】。

ナ これも、原告が日本旅券を所持する日本国籍者だったとすれば、決して発生しなかったであろう事態というべきである（ちなみに、カナダ査証不交付の主たる理由は、カナダに一度入国したら期限内に出国しないおそれがあるというものであったが（甲71）、日本国籍者であったとしたならばこのようなことを言われることもないし、そもそも査証免除だったはずである）。

(8) 令和7（2025）年6月23～25日：国連システム学術評議会@ケニア（甲72の1～3、甲59）

ニ さらに、原告は、令和7（2025）年6月23日から25日までケニアのナイロビで開催される「ACUNS（Academic Council on the United Nations System／国連システム学術評議会）」の年次総会に出席することとし、その際に[ ]とも会う渡航計画を立て、[ ]入国して、その後陸路（バス）[ ]を往復することとした。

ヌ [ ]は無事取得でき（甲72の1）、韓国

乗り換えで [REDACTED] 上  
記の年次総会にも参加できた（甲 7 2 の 2）。

ネ ただし、その出入国を巡っては、多くの困難に直面した。

① まず、日本出国時の成田空港において、難民旅行証明書を提示したところ、入国審査官が「見たことがない」と言って、本物かどうか等の確認に約 1 時間を要した【出来事⑬-1】。

② トランジットのために韓国の空港に到着すると、降機場所に空港職員が原告の名前が書かれた札を掲げて待機していて原告だけが呼び止められた（甲 7 2 の 3 写真）。IC 旅券ではないという理由で、難民旅行証明書が本物かどうか等の判定とアナログ登録をするために、原告だけ 30 分以上留め置かれたのである【出来事⑬-2】。

③ そして、エチオピアからの帰路の韓国の空港でも、上記②と同様に手続を要した【出来事⑬-3】。

④ 最も酷かったのは、帰路の成田空港である。到着したところ、入国審査官が難民旅行証明書についてまたもや、「見たことがないから」と述べて上陸審査場脇の別室（いわゆるセカンダリの事務室）に連行された。その結果、再入国まで約 2 時間半も留め置かれた（【出来事⑬-4】。その顛末については、甲 5 9 として高田シスターが陳述書で説明したとおりである）。

ノ これらの屈辱的かつ不安を抱かせる出来事も、原告が日本旅券を所持する日本国籍者だったとすれば、決して発生しなかった不利益というべきである。

#### 4 まとめ

以上の出来事①～⑬として具体化した外国渡航の断念、それによる研究活動の阻害や発表機会の喪失、外国渡航に際しての出入国トラブル、外国渡航中の入管収容や本国送還の危機への直面といった数々の不利益や不都合はいずれ

も、原告の帰化が円滑に許可されて令和元（2019）年7月時点で日本旅券を所持できていれば、決して発生しなかったであろうものであり、本件の各帰化不許可処分に伴って発生した大きな損害である。

#### 第4 結論

以上により、冒頭記載の①～⑤の損害は、原告に対して国家が金銭をもって速やかに賠償すべきものというべきである。

以上